

令和6年度の個人住民税から定額減税を実施します

賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、令和6年度分の個人住民税から特別控除(定額減税)が実施します。

定額減税について詳しくは、町ホームページをご覧ください。

【定額減税の対象者】

令和5年中の合計所得金額が1,805万円以下の個人住民税所得割の納税義務者

※ 定額減税を受けるための申請などの手続きは不要です。

【定額減税額の算出方法】

本人、国内控除対象配偶者を含む扶養親族1人につき、1万円

○計算例(控除対象配偶者および扶養親族2人の場合)

$$\text{定額減税額} = 1\text{万円} \times (\text{本人}(1\text{人}) + \text{控除対象配偶者}(1\text{人}) + \text{扶養親族}(2\text{人})) = 4\text{万円}$$

【その他】

減税しきれない場合は、別途定額減税補足給付金(調整給付)が支給されます。

定額減税補足給付金の詳細については、現在準備中です。

■問い合わせ先 税務課住民税係 ☎(48)1111(内1111・1112)



▲町ホームページ

森林環境税(国税)の課税が始まります

森林環境税とは、国内に住所のある個人に対して課税される国税で、令和6年度から個人町民税・県民税均等割と併せて1人年額1,000円を町が賦課徴収するものです。

【個人町民税・県民税の均等割額および森林環境税額の内訳】

	令和5年度まで	令和6年度以降
町民税	3,500円	3,000円※
県民税	2,000円	1,500円※
国税(森林環境税)	—	1,000円
計	5,500円	5,500円

※ 東日本大震災復興基本法に基づき、平成26年度から臨時的に個人町民税・県民税の均等割額に500円ずつ加算されていましたが、この臨時的措置が終了し、令和6年度より新たに森林環境税が導入されます。森林環境税について詳しくは、町ホームページをご覧ください。



◀町ホームページ

私たちの暮らしを支える森林の働き

温室効果ガスの削減

自然災害の防止

水資源の貯蓄・浄水

■問い合わせ先 税務課住民税係 ☎(48)1111(内1111・1112)

